令和８年度　岩沼市道路台帳補修正業務

仕　　様　　書

令和８年１０月

岩沼市建設部土木課

令和８年度　岩沼市道路台帳補修正業務

仕　　様　　書

第１章　総則

第1条 適用範囲

１　本仕様書は、岩沼市（以下「発注者」という。）が委託する「令和８年度　岩沼市道路台帳補修正業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条 目的

１　本業務は、道路法及び関係法令通達の定めに基づき、道路工事等に伴い現況に変化を生じた箇所の調査・測量を行い、現有台帳を補正することを目的とする。

第3条 準拠する法令等

１　受注者は、本業務の実施にあたって、本仕様書によるほか次の関係法令等に準拠するものとする。

(1) 測量法（昭和24年6月3日、法律第188号）
(2) 国土交通省作業規程の準則（平成20年3月31日、国土交通省告示第413号）
(3) 道路法(昭和27年6月10日、法律第180号)
(4) 道路法施行規則（昭和27年8月1日、建設省令第25号）
(5) 道路法施行令（昭和27年12月4日、政令第479号）
(6) その他関係法令及び通達等

第4条 作業計画

１　受注者は、本作業着手前に発注者と十分な打合せを行い、受注者は契約後速やかに作業計画書、着手届、作業工程表及び主要技術者名簿を発注者に提出し承諾を受けなければならない。

第5条 技術者

１　本業務の実施に際して、受注者は、本業務の意図及び目的を十分に理解し、技術面の管理を行うために必要な専門知識と十分な業務経験を有した以下の技術者を定めることとする。

２　管理技術者は、測量士の資格を有し、同種業務を履行した実績を有する者を配置すること。

３　照査技術者は、空間情報総括監理技術者の資格を有する者を配置すること。

第6条 身分証明書

１　作業実施に際しては身分証明書を作業員に携帯させ、本作業のため第三者の土地に立入る場合は、あらかじめ所有者等の了解を取り業務の円滑化を図ることとする。

２　また、交通保安等に十分注意し、常に地元関係者に不快感を与えることのないよう言動等についても細心の注意を払うものとする。

第7条 品質確保及び環境への配慮

1　受注者は、品質確保及び環境保全の重要性を認識し、本業務の実施に当たっては成果物等の不良及び環境への悪影響等がないように適切なマネジメントを行う。また、本業務の着手前にISO9001（品質管理システム）及びISO14001（環境マネジメントシステム）を取得するものとする。

第8条 情報の保護

1　受注者は、本業務の履行上必要となる個人情報の取り扱いについては、情報セキュリティマネジメントシステム（JISQ27001）かつプライバシーマーク認証取得（JISQ15001）の認証を取得し、個人情報の保護を適切に行うものとする。

第9条 著作権

1　本業務で作成されたドキュメント、データに関する著作権については、発注者に帰属するものとする。ただし、成果物に受注者又は第三者の著作物が含まれる場合は、受注者が本業務を実施するにあたり新たに作成した著作物を除き、従前からの著作権者に帰属するものとする。

第10条 賠償責任

1　受注者は、本業務実施中に生じた諸事故等に対して一切の責任を負い、発注者に発生原因・経過・内容等を報告し、発注者の指示に従うものとする。

第11条 契約不適合責任

1　発注者は、受注者より引渡された成果物が内容、品質、種類、及び仕様に関して本仕様書と合致しないもののうち、第2条の目的に照らして発注者の業務に重大な影響を及ぼすもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補、良品の再納入、又は第2条の目的に合致する代替品の納入の方法による履行の追完を請求することができる。

2　上記の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときには、発注者は、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。履行の追完又は代金の減額をもってしても、なお発注者に損害が発生したときは、報酬を上限とした範囲内において当該損害の賠償を受注者に対して請求することができる。

3　発注者は、受注者が上記に従っての履行を追完することができず、また報酬の減額では第2条に記載の規約の目的が達成できないものであるときは、受注者への書面による通知により契約を解除することができる。

第12条 契約不適合責任期間等

1　発注者は、引き渡された成果物に関し、成果物の引渡しの日から1年以内でなければ、前条に基づく契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2　上記の請求等は、具体な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3　発注者は、上記に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「契約不適合責任期間」

という。）の内に契約不適合を知り得た場合には、本項の規定にかかわらず、直ちにその内容及び事実を受注者に対して通知しなければならず、当該通知を怠った場合には、当該契約不適合に関する請求等をすることができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

4　発注者が契約不適合責任期間内において上記の通知をした場合において、発注者が通知から6ヶ月が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5　引き渡された成果物の契約不適合が本仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるとき又は受注者に責の無い自然災害や社会情勢・技術基準の変化により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第13条 疑義

1　受注者は本業務の実施にあたり、疑義を生じた場合は速やかに発注者に報告し、その指示を受けるものとする。また、実施中に不測の事態が生じた場合発注者・受注者双方で協議し作業が円滑に進むよう努めるものとする。

第14条 再委託

1　受注者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。

第15条 完了

1　本業務が完了したとき受注者は速やかに完了届け納品書及び成果品を納入し検査を受けるものとする。

第16条 業務概要

1　本業務の概要は次のとおりとする。

(1) 計画準備	1式
(2) 道路台帳補正	
①新規認定	0.613km
②拡幅改良	0.428km
③側溝改良	0.045km
④道路法第24条による工事、修繕補正	0.285km
⑤交通安全施設補正	
a. ガードレール	0.058km
b. カーブミラー	11基
c. デリネーター	1基
d. 横断側溝修正	1箇所
(3) 調書補正	

①測定基図修正　1.371km
②座標測定　1.371km
③データ表作成　1.371km
④データ入力　1.371km
⑤電算処理（調書）　286.252km

(4) 経歴調書作成　1式

(5) 道路台帳網図作成

①網図入力編集　1式
②出力図作成（30枚）　1式
③HP用網図作成　1式

(6) データインストール　1式

第17条 貸与資料

1　本業務における貸与資料は次のとおりとする。

(1) 道路台帳修正数量算出書　1式
(2) 道路台帳修正内容表及び位置図　1式
(3) 認定、廃止、区域変更等の議会及び告示資料　1式
(4) 現認定路線網図　1式
(5) 橋梁位置図　1式
(6) 現況平面図、道路台帳図及び測定基図　1式
(7) 新規認定及び拡幅改良の計画図及び竣工図　1式

2　発注者が貸与した書類等については、受注者の責任をもって保管取扱いし、万が一損傷紛失のあった場合は、受注者の責任において、賠償するものとする。

第２章　業務内容

第18条 計画準備

1　道路台帳補正に必要な貸与資料を借用するものとする。

2　修正の内容、数量等を把握し、作業計画を立案し、作業工程表を作成する。

3　また、各工程の作業責任者を決定し、以後の作業に必要な資料等（修正実行表、位置図、台帳図青焼）を作成し、準備する。

第19条 道路台帳補正

1　発注者の指定する以下の項目について、縮尺精度1/1,000にて測量調査を行い、国土基本図郭にもとづき、現況平面図、台帳平面図、測定基図を作成するものとする。

①新規認定
②拡幅改良
③側溝改良
④道路法第24条による工事、修繕補正
⑤区域変更
⑥交通安全施設補正

2　道路台帳補正の実施工程は以下のとおりとする。

項目		要旨
(1)現地調査測量		a. 1/1,000道路台帳図の青焼を作成し、修正位置の内容と数量を記入し、現地補測紙とする。 b. 現地にて修正内容を確認し、本仕様書及び測定基準に準じて、地形、地物及び道路台帳図に必要な事項等を測定、図示する。
(2)編集		a. 現地補測紙に記入された成果を基に、図式規程に従って編集素図（測定基図）に鉛筆にて編集を行う。 b. 新規認定路線については、起終点記号、路線番号、区間割、区間番号を記入する。部分修正の箇所にも、新たに区間割、区間番号を記入する。
(3)現況平面図修正		a. 修正箇所の削除には細心の注意を払い、現況平面図に必要な内容を図式規程に従い、忠実に透写製図し、現況平面図修正を行う。
(4)道路台帳図修正		a. 修正された現況平面図より変化した地形、地物及び道路内構造物を忠実に透写製図する。 b. 編集素図（測定基図）より道路台帳図に必要な内容（幅員、路面、側溝幅員等）を、図式規程に従って忠実に透写製図する。
(5)データ作成		a. 今回の補正対象路線をマスターファイルより抽出し、作業マスターファイルを作成する。 b. 修正された測定基図より従来のデータを考慮した上で、調書を作成するのに必要な属性データ（路線、現況、施設、数量）を所定のデータ用紙に記入する。
(6)座標測定		a. 修正された箇所において、測定基図上に示された区間の測定点を座標測定し、区間番号及び属性データとともにコンピュータに記録する。
(7)施設調査	①資料収集・整理	a. 作業を行うにあたり、施設の箇所位置図、既存橋梁台帳の収集を行い、対象施設の台帳整備状況を確認するとともに整理を行う。
	②現地調査	a. 施設の箇所位置図をもとに施設に関する必要事項（構造形式、延長、幅員、架設年次等）の調査を行う。 b. 施設の正面、側面の写真を撮影する。
	③台帳整理	a. 現地調査を行った事項及び既存資料より施設データをまとめ、施設台帳を作成する。不明事項については、打ち合わせを行い確認する。 b. 1/15,000地形図より案内図を作成し写真とともに取り込む。
	④位置図整理	a. 現地調査結果をもとに施設の位置を展開し、1/15,000の施設網図を整備する。

項目		要旨
	⑤施設データの更新	a. 調査結果をもとに国土交通省道路施設現況調査の5号様式、7号様式に反映される調書データの更新を行う。

第20条 調書補正

1　前条の作業により記録されたデータと、座標測定機より得られた成果を使用し、コンピュータによる演算処理を行い、道路台帳調書を補正するものとする。

2　また、その際、新・旧マスターファイルを使用して、異動調書を作成するものとする。

第21条 経歴調書作成

1　補正対象路線の認定、廃止、区域決定、区域変更のかかった路線について告示資料をもとに経歴台帳を作成するものとする。

第22条 道路台帳網図作成

1　路線番号、起終点等の変更及び新規認定路線のある場合は、1/15,000認定路線網図を修正するものとする。

2　作成した道路台帳網図については、A0サイズ、4色刷りにて印刷することとする。

3　HP掲載用の網図を作成することとする。

第23条 GISデータ作成及びデータインストール

1　前条までに実施した補修正作業の成果のGISデータを作成する。また、発注者が運用している道路台帳システム（SonicWeb/国際航業㈱）で閲覧できるようにインストールし、正常に動作することを確認するものとする。発注者の運用と過年度成果との整合に配慮し、本業務においてシステム変更やデータ定義等の変更は認めないものとする。

第３章　成果品

第24条 成果品

1　本業務の成果品は下記のとおりとする。

(1) 現況平面図(1/1,000)　1式
(2) 測定基図(1/1,000)　1式
(3) 道路台帳図(1/1,000)　1式
(4) 測定基図(1/1,000)　1式
(5) 認定路線網図(1/15,000)　30枚
(6) 橋梁台帳・鉄道等との交差台帳・地下道台帳　1式
(7) 経歴台帳　1式
(8) 調書　1式
(9) HP掲載用網図データ　1式
(10) システムデータインストール　1式
(11) その他資料
　①補正一覧表　1式

②補正関連路線一覧表　1式
③補正橋梁・踏切一覧表　1式
④補正箇所図（計画）　1式
⑤補正箇所図（実施）　1式

第25条 納品

1　本業務の成果品納入期限は令和９年３月３１日とし、納品場所は岩沼市建設部土木課（住所：岩沼市桜一丁目6番20号）とする。

第４章　留意事項

第26条 区画整理事業、及び道路改良事業等との連携

1　本業務の履行に際しては、業務対象地区の昨今の動向に充分に留意し、関連資料（区画整理事業区域出来型図、道路改良事業竣工図等）が存在する場合については、以下の観点からその有効活用を検討・実施するものとする。

(1) 現況平面図の作成時におけるその基礎資料としての活用
(2) 路線認定のための基礎資料としての活用

第27条 図郭割

1　新たに図郭割を設定する場合には、その作成に資する関連資料の状況等を踏まえ、以下の観点から最適な実施手法を決定することとする。

(1) 後日の使い勝手が損なわれない図郭割方式の検討
(2) できるだけ少ない図面数で整備できる図郭割方式の検討
(3) 上記を(1)、(2)を踏まえた図郭割方式の以下のいずれかからの選択
①路線状に整備する方式
②メッシュ状に整備する方式

第28条 暴力団排除に係る解除

1　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。なお、受注者の使用人が受注者の業務として行った行為は、受注者の行為とみなす。

(1) 受注者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
(2) 受注者又は受注者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これとかかわりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
(3) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」

という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

⑷ 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑸ 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引又は不当に利用していると認められるとき。